

○予算決算委員長報告

予算決算委員長 橋本国勝

予算決算委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました議案は、「議案第42号 専決処分の承認について（令和2年度鳴門市一般会計補正予算（第2号）」ほか議案6件であります。

当委員会は、6月10日、18日及び24日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件についてはいずれも承認、議案5件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、「議案第42号 専決処分の承認について（令和2年度鳴門市一般会計補正予算（第2号）」であります。歳入については、企業からの寄附に伴う寄附金の増額、新型コロナウイルス感染症対策基金からの基金繰入金の増額を行ったものであり、歳出については、行政視察等の中止に伴い不要となる議会費の減額を行い、同減額分と寄附金を原資に新型コロナウイルス感染症対策基金へ積み立てるほか、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援策「第2弾」となる、水道料金の免除に伴う一般会計からの繰出金並びにふるさと鳴門便（がんばる学生応援プロジェクト）及び保育従事者応援給付事業に要する費用を計上したものであります。

まず、委員からは、ふるさと鳴門便（がんばる学生応援プロジェクト）の対象者のうち、本市出身で現在は県外に単身で在住し、県外の大学等に通っている方の人数はどのように把握したのか、との質疑があり、理事者からは、市内の高等学校の卒業生で大学等への進学のために県外に出た市内に住所を有する学生の人数の推計である、との説明がありました。

さらに、委員からは、現時点の申請件数と申請期限について質疑があり、理事者からは、令和2年6月17日時点で355件、予定件数の約64%にあたる申請があり、申請期限については6月末までであるが、7月末まで延長しようと考えている、との説明がありました。

また、委員からは、保育従事者応援給付事業について、なぜ、現金での給付ではなく、クオカードの配布なのか、との質疑があり、理事者からは、スピード感を持って事業を実施するために現金の給付ではなくクオカードの配布を選択した、との説明がありました。

さらに、委員からは、保育従事者応援給付事業の対象者について質疑があり、理事者からは、正規職員・非正規職員を問わず、市内の認可保育所・認定こども園、児童館、児童クラブに勤務する保育士や事務員などの保育従事者を対象とした、との説明がありました。

委員会では採決の結果、全会一致で承認すべきと決しました。

次に、「議案第43号 専決処分の承認について（令和2年度鳴門市水道事業会計補正予算（第1号）」）であります。新型コロナウイルス感染症対策として実施した5月請求分の水道料金の免除に伴い、収益的収入について、給水収益を減額し、一般会計からの補助金を増額する補正を行ったものであります。

委員会では採決の結果、全会一致で承認すべきと決しました。

次に、「議案第44号 令和2年度鳴門市一般会計補正予算（第3号）」であります。歳入については、過疎地域等自立活性化推進交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、公立学校情報機器整備費補助金などの国庫補助金の増額、企業からの寄附に伴う寄附金の増額、財政調整基金や庁舎整備基金、新型コロナウイルス感染症対策基金からの基金繰入金の増額、新庁舎建設事業債などの市債の増額を行うものであり、歳出については、社会経済活動の再開に向けて必要となる感染拡大防止策や生活・地域活動支援策、地域経済対策を盛り込んだ新型コロナウイルス感染症対策緊急支援策「第3弾」に要する費用を計上するとともに、新庁舎建設事業や公立学校情報機器購入事業などの本市の将来のまちづくりを見据えた中で重要となる施策に要する費用を計上するものであります。

まず、委員からは、新型コロナウイルス対策地域活動推進補助金の内容及び周知方法について質疑があり、理事者からは、まちに活気を与える市民活動を行う団体などに対して20万円を上限に補助金を交付するものであり、市で事例を作成し、事業者に声かけを行うとともに、広報なるとやりビング鳴門などで周知を行う、との説明がありました。

次に、委員からは、避難所感染症緊急対策事業について、どのような物資や資機材を整備する予定なのか、との質疑があり、理事者からは、消毒液や非接触型体温計、簡易ベッド、空間除菌脱臭機の購入を予定しているが、空間除菌脱臭機については人体への安全性が確認された後に購入を検討することとし、今後、国等の公的機関から示される情報を確認しながら安全に使用できるものを検討していきたい、との説明がありました。

さらに、委員からは、避難所感染症緊急対策事業で整備した物資や資機材を使用した訓練が必要ではないのか、との質疑があり、理事者からは、資機材に触れる機会を設けながら、適切な使用ができる体制を築いていきたい、との説明がありました。

次に、委員からは、市民活動支援備品貸出事業について、市民活動団体が主催する各種事業を支援するため、空間除菌ができるミスト散布機を購入し、貸し出すとのことであるが、何を散布するのか、との質疑があり、理事者からは、次亜塩素酸水や次亜塩素酸ナトリウムとは違ったものを考えているが、WHOが「消毒剤を人体に噴霧することは、いかなる状況であっても推奨されない」と見解を表明したため、人体への安全性が確認された後に予算執行を検討する、との説明がありました。

また、委員からは、公立保育所再編事業について、地域の方の注目度が高い事業であるため、アンケート調査を行うなど、市民の意見を聴取すべきではなかったのか、との質疑があり、理事者からは、市民の意見を聴取することは重要であるが、候補地を市中心部の市有地

とすることは、審議会の了承を得た公立保育所再編計画に明記していることから、建設場所の決定は市のみの判断で行った、との説明がありました。

次に、委員からは、公営住宅整備事業について、対象となる市営住宅及び改修する戸数について質疑があり、理事者からは、矢倉団地の単身者向け1戸と世帯向け1戸の合計2戸を改修し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職退去者の一時的な受入先を確保する予定である、との説明がありました。

さらに、委員からは、受入先の部屋について、風呂の設置が必要なのではないか、との質疑があり、理事者からは、世帯向けの3DKについては、風呂釜と給湯器を設置し、単身者向けの2DKについては、風呂釜を設置するスペースがないため、給湯器のみを設置し、市が被災者用住宅として維持管理していく、との説明がありました。

また、委員からは、入居者に対して支援制度などの案内やアドバイスをあわせて行うべきである、との意見がありました。

次に、委員からは、公立学校情報機器購入事業のスケジュールについて質疑があり、理事者からは、県の共同調達により導入する予定であり、県が今年8月に入札を執行する予定であることから、年度内には導入できる、との説明がありました。

また、委員からは、公立学校情報機器購入事業の予算の内訳について質疑があり、理事者からは、備品購入費については、小学校2,531台、中学校1,243台のタブレット型端末を導入するための費用として合計1億6,983万円、小学校13校分、中学校6校分の教育用サーバーを導入するための費用として合計1,882万円を計上しており、消耗品費については、導入するタブレット型端末にセキュリティーソフトを導入するための費用として302万円を計上している、との説明がありました。

さらに、委員からは、導入するタブレット型端末の機種について、現在使用しているパソコンなどと統一したOSにする必要があるのではないか、との質疑があり、理事者からは、教育現場の意見を確認した上で決定したい、との説明がありました。

また、委員からは、今後、見込まれる機器の更新時の財源はどのように確保するのか、との質疑があり、理事者からは、機器の更新に係る国の予算措置は明言されていないが、国のGIGAスクール構想の方針自体は今後も変わらないと考えられるため、国の予算措置があれば有効に活用したい、との説明がありました。

さらに、委員からは、機器の拡張性を考慮に入れた機種選定を行ってほしい、との意見がありました。

次に、委員からは、書籍消毒機等購入に関し、購入予定の書籍消毒機の本体価格について質疑があり、理事者からは、税込み97万9,000円で予算計上している、との説明がありました。

また、委員からは、書籍消毒機の運用方法について質疑があり、理事者からは、返却する際に利用者が除菌を行う場合や返却を受けた職員が除菌を行う場合があり、今後は、図書館の職員と相談しながら運用方法を決めていきたい、との説明がありました。

さらに、委員からは、効果的なウイルス対策を行うため、書籍消毒機の運用基準を作成する必要がある、との意見がありました。

委員会では採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決しました。

次に、「議案第45号 令和2年度鳴門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。歳入については、県補助金を増額するものであり、歳出については、新型コロナウイルス感染症等により労務に服することができない被用者に対する傷病手当金を新設するものであります。

委員会では採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決しました。

次に、「議案第46号 令和2年度鳴門市水道事業会計補正予算（第2号）」であります。収益的収支については、支出として、木津送水管の漏水修繕費用を増額するものであり、資本的収支については、収入として、対象工事の追加等による企業債の増額、国の内示を受けての国庫補助金の増額を行うとともに、支出として、木津送水管の布設替に係る基本計画作成等の委託料及び平草送水管の布設替に係る工事費を増額するものであります。

委員会では採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決しました。

次に、「議案第53号 令和2年度鳴門市一般会計補正予算（第4号）」であります。歳入については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金やひとり親世帯臨時特別給付金に係る母子家庭等対策総合支援事業費補助金、学校の再開へ対応するための感染症対策・学習保障等支援事業補助金などの国庫補助金の増額、新型コロナウイルス感染症対策基金からの基金繰入金の増額、令和元年度決算の確定に伴う繰越金の増額を行うものであり、歳出については、国の第2次補正予算の成立に伴う、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給、学校の再開に必要な備品や教材、保健衛生用品などの購入代の増額を行うとともに、市単独施策として、5月請求分に引き続き6月請求分の水道料金を免除するため、一般会計から繰出金を計上するほか、イベント等がキャンセルとなった文化会館の空きホールを活用し、県内の小中高生の文化部の活動を支援する「文化部の思い出づくり」事業や国の「Go To トラベルキャンペーン」が開始されるまでの間、需要を喚起し、市内飲食店や観光業を支援する「市内飲食店支援事業」、「県外在住者対象マイカー観光誘客事業」を実施するための費用などの補正を行うものであります。

まず、委員からは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の本市への配分額について質疑があり、理事者からは、国の今年度の第1次補正予算分については、本市の交付限度額は2億233万7,000円と国から示されており、第2次補正予算分については、現在のところ交付限度額は示されていないが、第1次補正予算時と同程度以上の交付限度額が示されるのではないかと考えている、との説明がありました。

また、委員からは、予備費を8,000万円増額する根拠について質疑があり、理事者か

らは、本市の9月補正予算が成立するまでに発生する可能性のある不測の事態に対応できるよう、当初予算で計上している予備費2,000万円と合わせて合計1億円の予備費を確保するものである、との説明がありました。

さらに、委員からは、財政調整基金や減債基金への積立額について質疑があり、理事者からは、昨年度と同程度の積立額である、との説明がありました。

次に、「文化部の思い出づくり」事業の事業期間について、なぜ令和2年9月30日までなのか、との質疑があり、理事者からは、受験や就職活動の時期と重ならないよう事業期間を設定しているが、申請の状況や意見を踏まえて検討する、との説明がありました。

また、委員からは、ひとり親世帯臨時特別給付金の対象世帯数と給付額の算定の基礎となる児童数について質疑があり、理事者からは、国の制度の対象世帯数は639世帯で、給付額の算定の基礎となる児童数は941人であり、市単独事業分の対象世帯数は70世帯で、給付額の算定の基礎となる児童数は105人である、との説明がありました。

次に、委員からは、市内飲食店支援事業の抽選による当選本数及び対象店について質疑があり、理事者からは、当選本数については、1,000本を予定しており、対象店については、テークアウトやデリバリーのための営業を基本とする店舗を除く市内飲食店が対象となる、との説明がありました。

また、委員からは、応募に必要な使用金額及び事業期間について質疑があり、理事者からは、応募に必要な使用金額については1口につき1ヶ月の累計で1万円以上使用することが条件であり、事業期間については、利用対象期間が、令和2年7月1日から令和2年7月31日までで、応募締切日が令和2年8月31日である、との説明がありました。

さらに、委員からは、当選するうずとく商品券は何円相当のものなのか、との質疑があり、理事者からは、5,000円相当である、との説明がありました。

次に、委員からは、市内の対象店の数について質疑があり、理事者からは、平成28年の経済センサスによると市内の飲食店うち、テークアウトやデリバリーのための営業を基本とする店舗を除く飲食店の数は約270店と示されている、との説明がありました。

また、委員からは、市内飲食店支援事業を実施することとなった経緯について質疑があり、理事者からは、本市の新型コロナウイルス感染症対策緊急支援策「第1弾」で実施した、がんばれ鳴門の飲食店応援事業（テークアウト購入促進事業）に参加している55店舗の現在の状況や意見を踏まえながら、国のGo To イートキャンペーンが実施されるまでの間の経済対策として実施することとした、との説明がありました。

さらに、委員からは、市内飲食店支援事業の周知方法について質疑があり、理事者からは、市公式ウェブサイト、広報なると、新聞などで周知を行う予定である、との説明がありました。

次に、委員からは、県外在住者対象マイカー観光誘客事業の抽選による当選者数及び周知方法について質疑があり、理事者からは、抽選による当選者数については、200名を予定しており、周知方法については、市公式ウェブサイトや観光協会等のウェブサイト、市内の

ホテルや美術館等のウェブサイト、サービスエリア等でのチラシ配布などで周知を行う予定である、との説明がありました。

さらに、委員からは、高速道路の利用を条件とした理由について質疑があり、理事者からは、令和2年6月19日に県境を越える移動の自粛が全面解除されたことから、まずは、近隣府県からの誘客を図るため、高速道路の利用を条件とした、との説明がありました。

次に、委員からは、学校における新型コロナウイルス感染症予防等対策事業の内容について質疑があり、理事者からは、小中学校の再開に伴う感染症対策及び学習保障に必要な取り組みを学校の実情に応じて迅速かつ柔軟に行えるよう、消耗品や備品等を購入するものであり、具体的には、換気のためのサーキュレーターや飛沫感染防止のための間仕切り用のビニールシートなどの購入が想定される、との説明がありました。

また、委員からは、小中学校への保健衛生用品購入の内容について質疑があり、理事者からは、本来、小中学校の保健衛生用品の購入費については、毎年一定額を計上しているが、この度の補正予算は、国の補正予算の成立に伴い、新型コロナウイルス感染症対策のため、小中学校に配備する保健衛生用品を、国庫補助対象として追加購入する経費を計上したものであり、購入するものの具体例として、マスクやアルコール消毒液、非接触型体温計などが国から示されている、との説明がありました。

委員会では採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決しました。

次に、「議案第54号 令和2年度鳴門市水道事業会計補正予算(第3号)」であります。新型コロナウイルス感染症対策として実施する6月請求分の水道料金の免除に伴い、収益的収入について、給水収益を減額し、一般会計からの補助金を増額する補正を行うものであります。

委員からは、新型コロナウイルス感染症の影響による使用水量の変化について質疑があり、理事者からは、5月分で比較すると、一般用の使用水量については、給水人口が年々減少している中でも、前年同月比で約2.4%増加しているが、営業用については、約36%減少しており、営業の自粛などによる影響が現れているのではないかと考えている、との説明がありました。

委員会では採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決しました。

以上が当委員会の審査概要であります。

よろしくご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。